

## 第9期計画の基本方針及び施策の方向性について（修正）

5月24日に開催した第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会にて、第9期計画の策定にあたり、6つの基本方針及び26個の施策の方向性について（5月24日；資料2-1、資料2-2の「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性（案）」について）、基本方針及び施策の方向性が決定いたしました。基本方針3の施策の方向性1及び、基本方針4の施策の方向性3について、下図「表1 新旧対照表」のとおり修正いたしました。

基本方針		(旧) 第9期 (施策の方向性)	(新) 第9期 (施策の方向性)
基本方針3	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1 高齢社会に対応した住環境づくり	1 超高齢社会に対応した住環境づくり
		2 安心・安全なまちづくり	変更なし
		3 災害に強いまちづくり	変更なし
		4 高齢者の住まいの確保	変更なし
基本方針4	地域における高齢者の支援体制づくり	1 地域の相談窓口の機能強化	変更なし
		2 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進	変更なし
		3 生活支援サービスの充実・強化	3 高齢者を介護している方に対する支援
		4 高齢者の権利擁護	変更なし
		5 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	変更なし
		6 高齢者への分かりやすい情報の提供	変更なし

「表1 新旧対照表」

### 【変更内容】

- ・基本方針3の施策の方向性1の「高齢社会に対応した住環境づくり」を「超高齢社会に対応した住環境づくり」に変更いたしました。
- ・基本方針4の施策の方向性3の「生活支援サービスの充実・強化」を「高齢者を介護している方に対する支援」に変更いたしました。

### 【変更理由】

- ・超高齢社会とは、65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%超の社会状態を示します。市の現状及び国の定義に合わせて表記を変更しました。
- ・基本方針4 施策の方向性3の「生活支援サービスの充実・強化」に紐づく個別の事業を整理した結果、介護される当事者に対する支援については、施策の方向性2の「地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進」に内包されており、生活支援に該当する事業が施策の方向性2と3に混在していました。そこで、施策の方向性2と3の区別を明確化し、介護

される当事者に対する支援については施策の方向性2、高齢者を介護している方に対する支援については施策の方向性3として整理しました。その結果、施策の方向性3の名称を事業の内容と整合性を図るために「高齢者を介護している方に対する支援」に変更したものです。